

ロゴマーク「うたのまち北九州市」の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市(以下「市」という。)が制作したロゴマーク「うたのまち北九州市」(以下「ロゴマーク」という。)の使用に関して、必要な事項を定める。

(ロゴマークの使用目的)

第2条 ロゴマークは、「歌でつながる。歌で華やぐ。」というコンセプトのもと、歌を通じてあらゆる世代を結びつけるとともに、まちに活気や賑わい、彩りを創出する「うたのまち北九州市」の取り組みを広く知らせるために制作されたものであり、市や地域住民、活動団体など、この取り組みに関わるすべての人々が一体となり、歌でつながるまちを創り上げる機運を醸成することを目的として使用する。

(仕様)

第3条 ロゴマークは、別に定める「うたのまち北九州市」のロゴ使用ガイドライン(以下、「ガイドライン」)の定めに従い、使用しなければならない。

(使用できる者)

第4条 ロゴマークは、以下の各号のいずれかに該当する場合を除き、誰でも使用することができる。

- (1) 「うたのまち北九州市」の目的から逸脱する目的で使用するとき。
- (2) 市の信用もしくは品位を傷つけるときまたはそのおそれがあるとき。
- (3) 公序良俗に反するときまたはそのおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、団体、政党、宗教団体を市が支援もしくは公認しているような誤解を与えるまたはそのおそれがあるとき。
- (5) 特定の商品やサービス等の品質や安全性を保証する目的で利用されるおそれがあるとき。
- (6) 営利を主たる目的として、商品やサービスに利用し収益を得るとき。
- (7) ロゴマークを使用しようとする者が、次の項目に該当するとき。

- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- イ 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- エ 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
- オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 上記アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、ロゴマークの使用が適当でないとして北九州市長(以下、「市長」という。)が認めるとき。

(使用申請)

第5条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめロゴマーク使用申請書(様式第1号)に、ロゴマークの使用状況がわかる資料を添えて市長に提出し、ロゴマークの使用を開始する前までに承認を受けていなければならない。

2 前項の申請を承認したときは、市長はロゴマーク使用承認書(様式第2号)を申請者に交付する。

3 前項の申請を承認しないときは、市長はロゴマーク使用不承認通知書(様式第3号)を申請者に交付する。

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用申請書の提出を必要としない。

(1)市がその業務の目的において使用するとき。

(2)市が共催または後援する行事等について、その共催または後援を示す目的において使用するとき。

(3)新聞、テレビ等の報道関係機関が報道目的で使用するとき。

(4)その他使用申請書の提出を必要としないと市長が認めるとき。

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用は無料とする。

(使用状況の確認)

第7条 市長は、ロゴマークの使用者(以下、「使用者」という。)に対し、ロゴマークの使用状況を確認するために必要な資料を提出させ、または報告を求めることができる。

2 使用者は、前項の規定により資料の提出または報告を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(権利)

第8条 ロゴマークに関する一切の権利は、市に属する。

(権利設定の禁止)

第9条 使用者は、ロゴマークを使用する際、当該ロゴマークについて新たに知的財産権(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項の知的財産権をいう。)を設定してはならない。

(賠償責任等)

第10条 市は、ロゴマークの使用に伴い生じた損失等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴマークの使用に関して、第三者との間に紛争が生じた場合は、自己の責任と費用負担において速やかに解決するものとし、市は一切の責任を負わない。また、使用によって第三者に損害が発生した場合も、市は何ら責任を負わない。

3 使用者は、ロゴマークの使用において、故意または過失により市に損害を与えたときは、これにより生じた損害を市に賠償しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 市長は、使用者がこの要綱の規定に違反したときは、ロゴマークの使用について必要な助言もしくは指導をし、その使用の差し止めを命じ、または法的措置をとることができる。

2 前項の規定による使用の差し止めまたは法的措置により使用者に損害が生じた場合、市はその賠償の責任を負わない。

(事務)

第12条 この要綱に関する事務は、北九州市都市ブランド創造局文化企画課が行う。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月5日から施行する。

この要綱は、令和8年5月12日から施行する。